特集 市街地再開発事業の現在的価値の再評価と今後の可能性

市街地再開発事業の現時点での再評価と今後の可能性について

一般財団法人土地総合研究所 専務理事 佐々木 晶二 ささき しょうじ

1. はじめに

最近、テレビ番組や新聞記事において、市街地 再開発事業について批判的なものが見受けられる。 これについては、明らかに間違いと思われる批判 がみられる。一方で、一定の重点事項を指摘して いるものの、個別の地区における個別の事業につ いて批判するのではなく、「市街地再開発事業」と

1 市街地再開発事業の保留床等の床を図書館などの公 共施設として購入して公共施設を整備することをもっ て、補助金の二重投資のように説明する議論は明らかに 誤りである。市街地再開発事業に対する国の補助金(そ の裏負担の一部を地方公共団体も負担している)は、市 街地再開発事業で整備される道路等の公共空間、または 再開発建築物の共有部分などを対象にして補助するも のであり、保留床に対して投入していないことから、仮 に、地方公共団体が図書館などのために保留床等を購入 したとしても補助金の二重投入にはならない。また、市 街地再開発事業で整備する床に図書館などの公共施設 を整備することはそれ自体は、批判されるべき事柄では ない。仮に、市町村が定める公共施設等再編計画におい て、都心部に図書館などの公共施設を集約する内容が定 めてあれば、これは、むしろ市町村の経営の効率化のた めに、市町村の中心部に立地する再開発建築物に図書館 などの公共施設を整備することは、都市構造上の望まし いといえる。仮に、本来、図書館などの公共施設を再編 する計画がなく、市街地再開発事業の施行地区に本来は 図書館などの公共施設を整備することは不要にもかか わらず、それを市街地再開発事業の事業採算性のために 整備したというのであれば、市街地再開発事業に対する 批判になりうる。ただし、この議論の前提としては、市 町村等が定めている公共施設等再編計画など市町村の マスタープランなどで、市街地再開発事業を実施する都 市中心部での図書館などの公共施設の整備計画がない ことを確認してから批判すべきである。

いう制度自体を批判するのであれば、そもそも、市街地再開発事業の核となる制度内容、支援制度が何なのか、また、市街地再開発事業やそれに対する支援制度がどのような経緯で充実してきたのかを踏まえた上で、市街地再開発事業の一般的な制度的枠組みや運用の仕方のどの部分が問題となるかを、明確に論じることが必要と考える。また、このような市街地再開発事業の制度内容や歴史などについて、批判する側、支持する側が十分理解した上で、市街地再開発事業がめざすべき公共性を実現するためにどのように制度を改善すべきか、市街地再開発事業を活用していくべきか、を論じることによって、将来に向けて実りある議論につながると考える。

本稿では、まずは、市街地再開発事業の制度内容、支援内容を他の類似制度と比較しながら、分析するとともに、その制度が整備され活用されてきた歴史を簡単に振り返って、議論における共通の土俵となる基礎的な情報を提供し、どのように課題解決のために制度改善が図られてきたかを概観する。

その上で、本質的な問題である市街地再開発事業の保留床に対する需要の乏しい地方都市における事業採算性の悪化という課題について、その改善につながる施策を提案する。

2. 市街地再開発事業を含む市街地整備手法の制 度面の特徴と課題

(1) 市街地整備手法のなかでも市街地再開発事業 の位置付けと特徴

市街地整備手法は、表 1 の横軸に示した項目のうち、①事業の公共性(列 A)、②事業の公共性を背景にした、反対地権者にかかわらず、事業を実施できる強制力(列 A)、③公共性、強制力の程度に応じた補助制度(緑色のセル、列 D、列 F)、予算制度(青色のセル、列 H、列 I、列 J)などを特徴としている。

行1の土地区画整理事業、行2の市街地再開発事業は列Eに示すとおり、事業を施行する地区内の地権者が事業が完成した後にも土地等を保有できるための仕組み(換地手法、権利変換手法)を設けているのに対して、行3、行4の収用型の事業は全面的に土地を買収することから、事業前にいた地権者は全員転出することを原則としている(列C参照)

前者の従前の地権者が残り続ける仕組みのうち、 市街地再開発事業は、従前の土地所有者等が再開 発ビルの床所有者に変換する仕組みを有しており、 その変換にあたって税金がかからないように税制 措置が講じられている(行1列F参照)。さらに、 その公共性等を背景にして、市街地再開発事業を 施行する際に整備する都市計画道路の整備と、再 開発建築物の公共的な空間に対して補助する予算 制度も整備されている。

これに対して、行3、行4の収用型=全面買収事業については、従前の土地所有者等が他に代替地を取得するための税制特例のほか、予算制度としては、公共施設整備に加えて、用地買収費補助が入ることが特徴である。

以上の説明を含め、表1の分析を踏まえると、 市街地再開発事業は、①公共施設の整備と従前地 の防火性能の低い市街地の改善という公共性、② 公共性を背景にして、従前地権者の権利を再開発 ビルの床に強制的に変換できる仕組み、③高い公 共性、強い強制力を背景にした充実した補助と税 制措置、が特徴ということがわかる。

(2) 市街地再開発事業の特徴から論理的に明らかになる課題とそれへの制度的対応

市街地再開発事業については、地方都市における床需要の減退からくる事業収支の悪化がよく指摘される。この課題についての改善提案は後述する。

しかし、地方都市の床需要の減退は、どの事業 手法をとったとしても、床需要をすべて行政床で 満たすのではなく、民間床の供給を前提にするか ぎりは、大なり小なり存在するものである。

事業収支の悪化の議論に進む前に、本節では、 市街地再開発事業の制度としての特徴、特に、上 記(1)の最後の段落で整理した特徴のうちの「② 公共性を背景にして、従前地権者の権利を再開発 ビルの床に強制的に変換できる仕組み」という、 従前地権者の対応の仕方に着目して、これの仕方 についての論理的に確認できるメリットと課題を 整理し、また、その課題の対応状況を確認する。

第一に、事業を実施する区域内の土地所有権を 事業地区内に整備する再開発建築物の床所有権等 に変換するという市街地再開発事業の特徴は、一 面では、従前地権者の生活や経済活動を対象地区 から追い出すのではなく、事業完成後にも継続す るという点では優れた側面を持つ。これが従前の 地権者の対応の仕方としてのメリットである。ま た、一般論でいえば、従前地権者にとって従来の 生活や経済活動を維持出来る方が事業に対する賛 同が得やすいといえる。(もちろん、個別には売却 して他の場所に住む、あるいは、売却して事業を 辞めることを要望する地権者もいるはずなので、 あくまでも一般論である)

第二に、このような従前地権者を事業地区内に 残し、従前地権者の要望を新しく建築される再開 発建築物の内部に割り振っていくということは、 従前地権者の意見を把握して適切な床を提供する こと、この際に従前地権者の土地等の財産価格が 目減りせず、さらに、他の従前地権者との公平性 も確保することが求められ、極めて難しい調整を

表1 市街地整備手法の特徴一覧

Δ	短所	・地権者が中にとどまるの原則で調整に時間 がかかる ・人口減少社会では事業長期化に伴い事業採 対か「需要化、保留地が売れない ・減歩率に影響がでるので、計画区域の縮減が しにくい ・補助が公共施設整備分に限定	・地権者が中にとどまるのが原則。しかし、権制形態を大幅に変えるの調整に時間がかかる。 ・人口減少社会では事業長期代に伴い事業採 ・・人口減少社会では事業長期代に伴い事業 ・発展・不量が、一種形があれない ・・発揮を指して毛際型がない地区が増えて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・施行手続きが旧時代的(大臣の指定) ・買収した土地の用途が公共施設か改良住宅 で限定的	・造成した宅地に対する住宅等への用途以外には処分不可	・地区内で新しい権利取得をする場合の登録 免許税特別がない(東日本大震災のときには 被災地全体で免除)	·税制が不十分 ·補助事業が存在せず		
7	長所	・制度創設当初は財政効率 的(現在ではその説得力減 少) ・法律で規定している内容 が少なく敷地鑑序型なと柔 軟な使い方が可能	・公共施設整備と建物が セットで実現できる。 ・建物の用途限定がない。	・敷地に対する用地費補助 がある	・収用した土地が個人所有 の住宅用地として使える	・敷地に対する用地費補助あり、 あり、 ことが制度前接 ・建築する建物用途に限定 なし、 主体要件なし	・区域の内外ととわず権利 移転を促進する仕組み		
×	事業者による 一括登記	法律で規定	法律で規定	なし	法律で規定	<u>ئ</u> ت	なし		
7	敷地部分への補助	なし 例外として東日、 本大震災の際 の路上補助	原則なし	不良住宅用地買収費に補助	ά Ο	敷地取得費に 補助	なし		
Ι	敷地内空地や 建物共用部分 等の公共的空 間への補助	な つ	公共的空間へ の補助(住宅局 補助部分)	なし	なし	公共的空間の 用地費、整備に 補助	なし		
エ	道路等の公共施設への補助	旧道路特会(都市計画度道路 市計画度道路 整備費及び用 地費) + 旧一般 会計補助(より 幅員の狭い道 路への補助)	旧道路特会補助	公共施設の用 地費、整備費に 対して補助	なし	公共施設の用 地費整備費に 対して補助	なし		
ŋ	地権者の転出、区域内での新しい権利取得を通じて円滑に道路等公共施設を整備する仕組みを発して組みを発展を発展を表現を整備する仕組み	壊地で土地の 移転・整形化に 伴い公共施設 整備	権利変換で再 開発建物に移 転させることで 公共施設整備	買収して公共 施設整備	買収して公共施設整備	買収して公共施設整備	なし		
L	地権者の新し い権利取得へ の税制特例	換地手法によって譲渡所得税、 て譲渡所得税、 予動産取得税、 登録免許税が ゼロ	権利変換手法 によって譲渡所 得税、不動産取 得税、登録免許 税がゼロ	代替地の取得 として繰延控除 と不動産取得 税の免除	代替地の取得 として縁延控除 と不動産取得 税の免除	代替地の取得 として繰延控除 と不動産取得 税の免除	不動産取得税、 登録検挙税の 減免)		
ш	地権者の区域 内での新しい 権利取得を促 す仕組み	接地手法(権利 が自動的に引 さ継がれる仕 組み=権利が 途中で消滅す ることを認めない)	権利変換手法 (権利が自動的 に引き継がれ る仕組み = 権 利が途中で消 滅することを認 めない)	なし	な	なし	地区内外をと わず、権利移転 をなしとみなす		
Q	転出者への税制特例	減価補償金地区で の用地取得のみ収 用事業並(5000万 控除や買い替え特 例) その他の場合一部に 1500万円控除)	やむをえない転出に 5000万円腔除(第 一種の場合、第二種 では以用事業なの で行3, 行4並)	が 1000万円控除、線 延端徐、代替地の不 動産取得税の免除	収用事業として、 5000万円控除、線 延控除、代替地の不 動産取得税の免除	収用事業として、 5000万円控除、繰 延控除、代替地の不 動産取得税の免除	不動産取得税、登録 検挙税の減免		
S	地権者の転出を促す仕組み	特段の規定なし	特段の規定なし	収用権限	収用権限	収用権限	地区内外をと わず、権利移転 をなしとみなす		
В	, 说	\$¢ □	耐火建築物等詳細な要件あり	定性的な要件あり	なし(事後の住宅開発計画に詳細な要件あり)	定性的な要件あり (津波椒災地、原子 力被災地などの災 者被災地、平時の災 書施領地区に拡大)	あり(幹線道路沿 い、密集市街地、未 利用地、ハザードイ エリアなど拡大傾 向)		
Α	強制力を背景に地権 者に同意を迫る仕組み	・道路・公園という公共 施設整備に公共性を 認める ・個人・組合では都市 計画決定も必須ではない	・公共施設整備と従前 地の所久性能の改憲と いうこうの観点から公 共性を認める ・組合施行・市町村施 行で都市計画決定が 必須	・不良住宅地区に対し て、不良住宅の除去と な良住宅部設に公共 性を認める。 ・大臣の指定が必須	住宅不足の大都市圏 におけるニュータウン は給に公共性を認める ・ 主体は、UR、地方公 共団体、住宅公社のみ 共団体、住宅公社のみ	・津波被災地に対して 防災拠点を整備することに公共性を認める ・都市計画決定が必須	なし(同意によって権 利移転をなかったもの をみなす仕組み)		
		—————————————————————————————————————	2 再期 事業 業業	3 在宅地事業	4 雅七麗 在後祭業 出名第書	- D - D - D - D - D - D - D - D - D - D	を を を を を を を は き も し し し し し し し し し し し し し し し し し し		

する必要がある。このため、市街地再開発事業の 仕組みにおいて、実際に建築行為に着工するまで には長い調整時間がかかることになるのは必然で ある。

第三に、複雑な地権者調整を実施しながら対象 事業地区の範囲を決め、再開発建築物の床の用途 を決めていくことから、長い調整期間のなかで経 済事情が変わることについて、柔軟に対応するこ とが難しいことも、論理的に必然である。

第二、第三に掲げた、「長期の事業期間」と、「事業計画の途中段階での変更の困難さ」は、従前の地権者の対応の仕方から論理的に生じる課題である。この課題については、高度成長期のように右肩上がりの経済状況では問題が発生しにくいが、近年のように、低成長期で、かつ、地域経済や景気の不確実性が高まっているときには、この市街地再開発事業の課題は顕在化しやすくなる。この課題については、既に、以下に述べる2つの方向から制度的な改善対応が図られている。

最初の対応は、従前地権者を事業地区内に残す ことを追及しない方法である。

具体的には、この問題については、表 1 の行 5 で示している、一団地の施設事業(一団地の津波 防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点 市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施 設、一団地の都市安全確保拠点施設に係る事業制 度をいう)という、収用型・全面買収型事業手法 である。一団地の施設事業は、小規模で売却意向 のある土地について当該土地を先行的に買収して 災害後の復興のための拠点施設を整備する、平時 から災害に備えた安全な拠点施設を整備するとい う事業手法であることから、ある程度の面積の地 権者の意見調整を行うよりは早期に事業を立ち上 げることが可能であること、即ち「事業期間の短 縮化」が可能である。また、売却意向のある土地 を買収して第1期の事業を立ち上げたうえで、さ らに周辺地区の土地も買収して第2期事業を実施 することも容易であることから、事業を進めなが ら柔軟に事業を追加することで「社会情勢に応じ た柔軟な事業計画の変更」が可能となっている。

東日本大震災の被災地などで、この一団地の施設事業は多く活用されているが、このような長所のある一団地の施設事業を、災害からの復興時だけでなく、平時からも活用できるように制度改善も図られている(一団地の都市安全確保拠点施設)。また、一団地の施設事業と市街地再開発事業、土地区画整理事業を上手く選択し、あるいは組み合わせて、上記の論理的な課題(「長期の事業期間」と、「事業計画の途中段階での変更の困難さ」)に対応していく、という運用上の検討も進んでいるところである²。

もう一つの対応は、従前地権者のうち、事業の 実現に替成の地権者はそのまま残ってもらい、反 対の地権者には転出してもらって、転出した跡地 を事業に賛成の者に購入してもらう仕組みである。 これが、表1の行6の「権利移転等促進計画もの」 (沿道整備権利移転等促進計画、防災街区整備権 利移転等促進計画、居住誘導区域等権利設定等促 進計画、低未利用土地権利設定等促進計画)であ る。この「権利移転等促進計画もの」は、転出入 の地権者の移動には時間がかかることから、面的 に事業を実施するのではなくて、一定の土地利用 計画を時間をかけて実現することを目的として、 当該土地利用の実現する意欲のない土地所有者の 転出と、当該土地利用計画の実現の意欲のある土 地所有者の転入を促進するための仕組みと理解す ることが可能である。

以上に述べた各種事業手法に関する従前地権者 との対応の仕方をイメージ図で整理すると図1の とおりである。

² 筆者が指導員として参加している東京都の都市復興 訓練においては、一団地の施設事業と土地区画事業、市 街地再開発事業をどのように組み合わせて対応するこ とが首都直下地震からの復興のあたって有効であると 考え、その具体的な運用の仕方について、東京都の事務 方と検討しながら訓練を行っている。

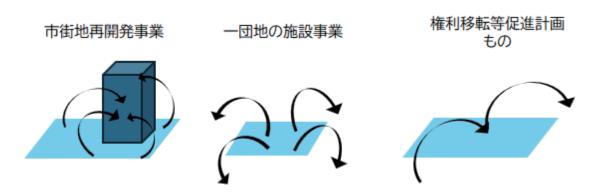


図1 市街地整備手法の従前地権者の取扱のイメージ図

上記の事業手法は、いずれも、従前地権者が従前の土地所有権等を手放して新しい土地所有権等を取得するというステップがあるが、このステップの際に、譲渡所属税、不動産取得税、登録免許税が原則は課税されることから、この税負担を軽減しているのが、表1の列D、列E、列Fに記載している特別措置である。

なんらかの市街地整備事業を実施するためには、 従前の地権者の土地所有権等をどう処理するかが 課題であり、その1つの手法として、土地所有権 等を建物の区分所有権に変換することに特化した 市街地再開発事業手法は、従前地権者の生活や経 済活動を従前の場所に継続するという観点からは、 十分意義があるものであり、これは将来にわたっ て否定されるべきものではないと考える。

なお、既述の市街地再開発事業の課題に対応した、一団地の施設事業、権利移転等促進計画ものも、市街地再開発事業とは異なる地権者の処理をする仕組みであり、地権者の意向次第では、活用意義が十分あるものである。

以上のように、従前地権者の対応の仕方という 観点からは、市街地再開発事業、一団地施設の整 備事業、権利移転等促進計画ものはいずれも異なった地権者対応を目的とするものであり、地権者 の意向に即して使い分けて活用する意義があるも のと考える。

3. 市街地再開発事業を含む市街地整備手法の歴 史的な視点からみた特徴

(1) 市街地整備手法のなかでも市街地再開発事業 が生まれた歴史的な位置付けと特徴

最も創設年の古い市街地整備手法は、土地区画整理事業であり、表2の行1で示すとおり、関東大震災、戦災復興という大規模な被災地への事業として活用されたのち、列Cの高度成長期には、郊外住宅地開発のために、また、阪神・淡路大震災、東日本大震災の復興事業として用いられるとともに、近年の低成長期では、敷地整序型タイプなど、保留地収入にとらわれない事業として用いられている。

市街地再開発事業は、戦後の高度成長期において、都市の中心部の劣悪な環境改善のために多く用いられ、阪神・淡路大震災、東日本大震災の復興事業として実施されるとともに、後述のように保留床の売却困難化という課題を抱えつつも、低成長期で実施されてきており、2012(平成24)年を底にして新規の事業地区が増加傾向にあると言われる。。

2(2)で述べたとおり、市街地再開発事業等の 課題に対応した「一団地の施設事業」、「権利移転 等促進計画もの」が低成長期時代に創設され、一 定の実績もあげつつある。

³ 以下の URL の資料参照。https://www.uraja.or.jp/wp-content/uploads/2021/12/133-50-kyokaiestablished-graff.pdf

⁽最終閲覧日 2024 年 5 月 3 日)

	A	В	l C	D	l E	F	G
	関東大震災	戦災復興	高·中成長期	阪神·淡路大震災	低成長期	東日本大震災	低成長期
1 土地区画整理事業	財政負担が小さい 事業手法	財政負担が小さい 事業手法	郊外住宅地開発・ 財政支援あり	区画道路用地費分を 補助対象に追加	敷地整序型など柔軟 化	盛土費用補助・補助 率アップ	敷地整序型など柔軟 化
2 市街地再開発事業			都市中心部の改造・財政支援	補助率アップ	保留床売却の困難	補助率アップ	保留床売却の困難
3 住宅地区改良事業			スラム解消・財政支援あり	予算のみに根拠をもつ	北 憲事業化		
新住宅市 4 街地開発 事業			ニュータウン整備と住宅の大量供給				
5 一団地の施設事業						用地費補助化	都市安全確保拠点施設と補助制度の創設
権利移転 6 等促進計 画もの					沿道法、密集法で 制度化(実績なし)		立地適正化計画関 係で制度化

表2 市街地整備手法の歴史的経緯

これらに対して、行3のいわゆる不良住宅地区のための「住宅地区改良事業(「具体的な制度内容は表1の行3参照)、行4のニュータウン開発のための「新住宅市街地開発事業」(「具体的な制度内容は表1の行4参照)は、高度成長期には活用されたものの、目的の不適合化などの理由から、法律自体は廃止されているわけはないものの近年の実績はゼロとなっている。

(2) 市街地再開発事業の歴史的経緯から論理的に明らかになる特徴と課題

市街地整備手法については、高度成長期に創設されたものの、住宅地区改良事業や新住宅市街地開発事業のように、目的が時代に即さなくなるなど、整備手法が現在の日本における経済社会状況に合致しない場合には、法律やそれに対応する支援制度があったとしても、実際には活用されないことが、歴史的にみて明かである。

この事実を踏まえると、市街地再開発事業について、その目的からみて、あるいは事業手法の法律又は予算、税制上の内容からみて、現在の経済社会状況にそもそも合致していないという状況とは一般的には言えないことは明らかである。

また、大災害からの復興時には必ず活用される 事業手法でもある。

4. 市街地再開発事業に関する事業採算性の悪化 の課題とそれへの対応可能性

(1) 市街地再開発事業の事業採算性の悪化の原因 日本の経済成長率の低下から、特に、地方都市 では民間企業による床需要が減退してきている。

一方で、市街地再開発事業は、図2の上の図に示すとおり、従前の建物の除却及び新しい再開発建築物の建築費用について、オレンジ色の保留床の売却費用で回収するのが通常の事業収入の確保の方法である。このため、民間企業の床需要が減退すると図2のオレンジ色の床が売れず、仮に、図2の下の図のように地方都市の実態に合わせてオレンジ部分を小さくした「身の丈」の再開発ビルにすると、保留床は売却できるかもしれないが、保留床売却による事業収入の総額が減ってしまって事業収支を確保することができない。

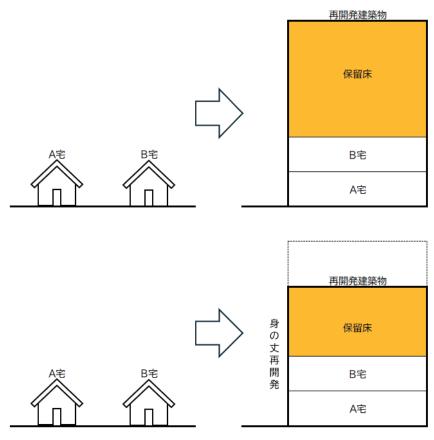


図2 市街地再開発事業の事業収支のイメージ図

(2) 市街地再開発事業の事業採算性の悪化への改善方向

この改善策の検討するにあたっては、要は市街 地再開発事業に対する追加的な資金をどこから確 保するか、であることから、①従前地権者に資金 負担を求める方向、②周辺地権者からの資金負担 を求める方向、③国等の補助金を増やす方向、の 3つの視点から、その改善方向を提案する。

①従前地権者に資金負担を求める方向

市街地再開発事業は従来の事業収支は、図2に 示すとおり、保留床の売却によって全体の事業費 に充てる方法が一般的だが、例えば、従前の地権 者が資金をだしあって共同建替をする、その際に 必要な税制特例や場合によっては補助金を投入す るという形もありえる。

そのイメージを図3で示す。

土地区画整理事業については、表 2 の行 1 の列

E 又は列 G に記載しているとおり、「敷地整序型土地区画整理事業」 もいう手法を取り入れているが、この手法は、基本的には、税制特例を前提にしつつ、保留地をださずに、従前地権者の土地の交換と敷地の整序を行っている。通常の土地区画整理事業は、保留地売却によって事業収支をとる点で、市街地再開発事業と類似の性格を持っている。敷地整序型土地区画整理事業が、保留地売却によって事業収支をとる方式とは異なり、主に税制特例を受けることを前提にして、保留地をださないで地権者相互が交換と敷地整序するという事業手法をとっていることと類似の視点から、市街地再開発事業も共同建替型で保留床をださない事業収支

⁴ 敷地整序型土地区画整理事業の具体例は、以下のURL 参照。https://www.sokusin.or.jp/information/project/shikichiseijo.html (最終閲覧日 2024 年 5 月 3 日)

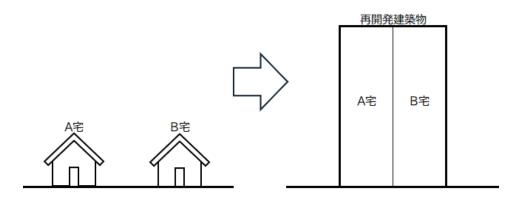


図3 従前地権者が費用をだしあって共同建替するイメージ図

の確保の仕方がありえると考える5。

この場合には、土地区画整理事業が「敷地整序型」という新しい名前をつけて取り組んだように、市街地再開発事業についても、従前の保留地処分型の事業手法とは異なる手法と異なる事業手法であることが明確になる名称など、地権者や関係者にその新しい事業収支の確保の仕方が伝わるようなブランディングが必要と考える。

②周辺地権者からの資金負担を求める方向

市街地再開発事業の事業収支を改善するもう一つの方法は、市街地再開発事業で地域価値の上昇というメリット(いわゆる「開発利益」)を受ける事業地の周辺地権者から資金負担を求める方向である。この方法については、フリーライダーを防ぐために不同意の地権者からも徴収する強制権限が必要である。この手法については、別稿で述べ

たとおり、地方自治法第224条に基づき、又は、 自主条例によって負担金条例を制定することによって、市町村が負担金を周辺地権者から徴収して、 市街地再開発事業の施行者に補助することが考え られる。そのイメージを示したものが図4である。

仮に、条例制定などの協力が市町村から得られない場合には、市街地再開発事業の施行主体が、市街地再開発事業の周辺の不動産(図4のX宅とY宅のイメージ)を購入又は借上げてリノベーションなどをした上で、テナント貸しなどを行い、開発利益によって周辺不動産の事業収益を市街地再開発事業に取り込むことが考えられる。

この場合、市街地再開発組合は、市街地再開発 事業のみを実施する主体であり(都市再開発法第 2条の2第2項)、周辺の小規模な市街地再開発事 業ではない事業を実施することは制度的に不可能 である。また、行政主体も実態として小規模なテ ナント貸し事業を実施することは難しい。これに 対して、市街地再開発会社は主たる事業が市街地 再開発事業であれば、その他の事業を実施するこ とが可能であることから、市街地再開発事業と周 辺の地区での小規模な事業を同一主体である市街 地再開発会社が実施することが可能である。

なお、この市街地再開発会社のメリットは実務的に十分に認識されていないが、市街地再開発会社の制度創設時に立案担当者であって筆者としては、周辺事業を一体的に実施できることを意識し

⁵ 矢ヶ部慎一(東洋大学 PPP 研究センター/公共 R 不動産)から提供いただいた情報によれば、「ディベロッパーが取得する保留床処分が、地権者が取得する保留床より圧倒的に少なく、また補助金を入れず主として従前地権者の負担で行った市街地再開発事業に、渋谷二丁目17地区がある」とのことである。https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00110/00382/(最終閲覧日2024年5月3日)

⁶ 土地総合研究第 31 巻第 2 号に掲載の「都市計画・まちづくりのための負担金に関する提言」及び拙稿「負担金に関する提言をまとめるにあたって研究会で議論した点」の論考参照。

https://www.lij.jp/html/jli/jli_2023/2023spring_p 003.pdf (最終閲覧日 2024 年 5 月 3 日)

https://www.lij.jp/html/jli/jli_2023/2023spring_p

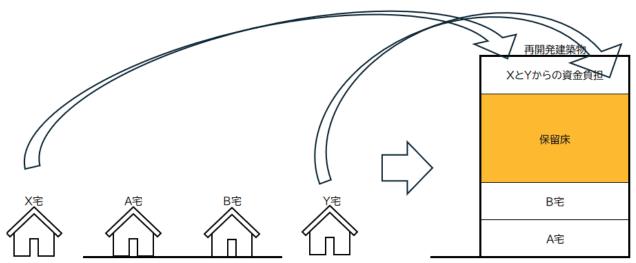


図4 市街地再開発事業の周辺地権者に資金負担を求めるイメージ図

て制度化したことから、実務的にも運用の仕方を 研究してもらいたいと考えている。

③国等の補助金を増やす方向

国が補助する部分の残りの一定の負担を地方公 共団体がすることから、まずは、市街地再開発事 業に関する国の補助制度の基本的な考え方や枠組 を整理する。

市街地再開発事業によって、駅前広場などの都市計画道路整備をする場合には、原則国費2分の1、地方公共団体負担2分の1、再開発建築物については、共用的な部分については、国費3分の1、地方公共団体負担3分の1、市街地再開発事業の施行者負担が3分の1という構造である。この補助金の構造を表したものが図5である。

図5に明かなとおり、再開発建築物の敷地部分と床利用部分については、もともと市街地再開発事業は、公共施設を整備するとともに、従前の災害に脆弱な市街地を改善するという点に公共性を認めており、再開発建築物の具体の用途自体には公共性を認めていないことから、再開発建築物の用地部分、床利用部分には、原則として補助が入らない仕組みとなっている。この点について、図5では、用地部分と床利用部分が白地になっていることで示している。

今後の補助制度の拡充にあたっては、既存の制

度の延長として、少しずつ補助対象を拡充していくことも当然必要であるが、原点に戻って、再開発建築物の機能について、公共性を認めて、図 5の白字部分に対して補助を導入する可能性を追求することが、抜本的な補助制度の拡充につながると考える。

この場合の1つの可能性としては、既述の「一団地の施設事業」がある。例えば、東日本大震災で活用された「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」に関する事業は、大災害の被災地において、先行的に復興拠点を整備するという、建物の機能に着目することによって、建物自体について、民間が保有、運営する施設であっても、都市施設して都市計画決定することが可能とするとともに、当該建築物の敷地に対しても用地費補助を入れることになっている。

また、2021 (令和 3) 年に創設された「一団地 の都市安全確保拠点施設」に関する事業では、同 じく都市施設として都市計画決定をするとともに、 災害時における避難場所の提供や保険医療サービ ス等の提供をするという機能に着目して、当該床 利用部分の整備費を補助対象としている。

これらの一団地の施設整備事業は、誰が管理運営するかにかかわらず、建築物の敷地及びその上に建築される建築物が発揮する機能に着目して公共性を認め、都市施設として位置付けるとともに、

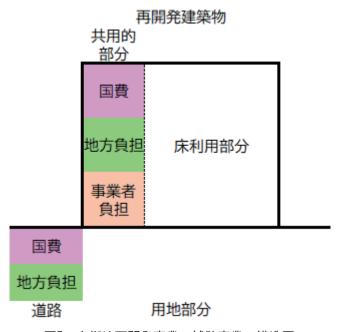


図5 市街地再開発事業の補助事業の構造図

建築物又はその敷地自体を補助対象にしたものと 解することができる。

これらの事例を踏まえれば、市街地再開発事業に必要な都市計画決定手続きに併せて、同時に、建築物の機能に着目した公共性を担保するための都市施設としての都市計画決定を行うことによって、再開発建築物の床利用部分又は敷地の用地費部分に補助金を入れる仕組みを検討することは、技本的に市街地再開発事業に関する補助制度を拡充する可能性があり、検討の価値があると考える。

5. まとめ

本稿では、市街地再開発事業について、安易に 批判するのではなく、市街地再開発事業の核とな る制度の内容や支援制度を丁寧にフォローして、 市街地再開発事業の制度としての、また、充実し た支援制度を持つという意味での意義を明らかに した。

その上で、最近指摘を受けている地方都市など 床需要が乏しい地区での市街地再開発事業が事業 収支が取りにくいことについて、制度のもともと の趣旨に翻って、周辺の地権者からの資金確保、 あるいは補助制度の抜本的な拡充のための理屈づ けを提案した。

近年は、都市開発について大きな政治的な追い 風がないことから、制度面、予算面での議論も小 粒なものに止まりがちだが、厳しい財政事情のな かでも、都市再生という政府の旗印が立った際の 都市再生特別措置法などの立法措置に関係した筆 者としては、やはり、より基本的な論理や枠組に ついて、少しでも課題を解決して前に進めるよう に、大きく制度の枠組みを根幹から理論的に議論 し、その上で、大胆な制度改善の提案が行なわれ ることが必要と考える。

本稿の分析が、いわれなき市街地再開発事業に 対する批判に対する鎮静剤となることを、さらに、 本稿の提案が、市街地再開発事業の改善方向にむ けて、議論の一石になれば幸いである。